大和川流域調整池技術基準(案)

昭和6 1 年5 月

奈良県土木部河川課 奈良県治水砂防協会

次

第1章 総	則	1
1 - 1	目 的	1
1 - 2	適 用 範 囲	2
1 - 3	調整池設置の基本方針	3
1 - 4	洪水調節方式	4
第2章 計	画 基 準	5
2 - 1	洪水到達時間	5
2 - 2	流 出 係 数	8
2 - 3	計画対象降雨	9
2 – 4	計画ハイドログラフ	13
2 - 5	許 容 放 流 量	15
2 - 6	洪水調節容量の算定	17
2 - 7	設計堆積土砂量	22
第3章 構	造 基 準	23
3 – 1	構 造 型 式	23
3 - 2	ダムの型式	25
3 – 3	ダムの安定	26
3 - 4	ダムの基礎地盤	27
3 - 5	基 礎 地 盤 調 査	28
3 - 6	ダムの材料	29

3 - 7	ダムの形状	30
3 – 8	のり面保護等	31
3 – 9	余 盛	32
3 -10	余 水 吐	33
3 -11	非越流部の天端高	35
3 -12	放 流 施 設	36
-		
第4章 施	工及び管理基準	40
4 - 1	盛 土 の 施 工	40
4 - 2	品質管理	42
4 - 3	安全対策	43
4 – 4	維持管理	44
4 - 5	多目的利用	45
4 - 6	調整池の存続	46
参考資		
		177
調 発 池 (の管理に関する協定書(案)	41

1-1 目 的

総合的な治水対策の一手法として宅地開発等に伴い生ずる流出増を抑制し、 下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的として設置する調整池の計画 ・設計に係る技術的事項についての一般原則を示すものである。

解 説

(1) 大和川流域では、昭和58年2月に流域内の25市町村を中心とする大和川流域総合治水対策協議会を発足し、同協議会は昭和60年7月に総合治水対策の基本方針を定めた「大和川流域整備計画」を策定した。

この流域整備計画は、治水施設の整備をより重点的に実施する治水対策 と、流域がもつべき保水機能を確保し、適正な土地利用の誘導を図る流域 対策を二本柱としている。

- (2) 大和川流域では、今後行なわれる宅地開発等に伴い、河川の洪水流量の増加が見込まれている。流域整備計画では、この流出増に対処し、開発地の下流の治水安全度を低下させないために、調整池の設置を積極的に図っていくものとしている。
- (3) 本技術基準は、今後、大和川流域の総合治水対策の一環として設置される調整池の計画・設計についての一般原則を示すものである。

1-2 適用範囲

本技術基準は、宅地開発等(1 ha以上)に伴い、洪水調節を目的として設置される調整池の計画・設計に適用するものとする。

解 説

- (1) 本技術基準が対象とする調整池とは、宅地開発等に伴い、洪水調節を目的として設置される貯留機能をもつ流出抑制のための施設をいう。その貯留方法は、一般に当該開発地への降雨を集め、その下流端において一時貯留するものであり、その貯留構造は、一般にダム式や掘込式等となる。
- (2) 本技術基準は、調整池の計画及び構造について一般的技術的基準を示したものであるが、このうち構造に関しては、ダム式でその高さが15m以上となる場合は、河川法及びそれに基づいた各規程によることが必要であり、細部規程については、ダム設計基準及び河川管理施設等構造令による必要がある。

1-3 調整池設置の基本方針

調整池は、宅地開発等に伴う流出増を開発前の流量にまで調節することを基本とし、その計画規模は、総合治水対策及び河川改修の計画規模と整合を図るものとする。

解 説

- (1) 調整池は従来より、宅地開発等に伴って開発地からの流出量が、下流河川の現在の流下能力を上回らないことを基本として設置されてきたところである。しかしながら、開発者が調整池を設置して洪水調節を行う本来的な趣旨は、流出増を抑制し、流域のもつ従前の保水機能を保全することにあるところから、本技術基準では、調整池の機能として開発前の流量にまで洪水調節を行うことを基本とする。
- (2) また、調整池は従来より、河川改修にかわる代替的手段として位置付けられており、調整池の計画規模は、市街化区域では 1/30、市街化調整区域では 1/50として、河川改修の長期的な計画と整合が図られてきたところである。

本技術基準においても、この河川改修の長期的な計画と整合を図ること はもちろん、調整池が総合治水対策の一環として設置されることに鑑み、 総合治水対策の計画規模との整合を図るものとする。

(3) したがって、本技術基準では、河川改修の長期計画の対象となる30年確率降雨(市街化調整区域にあっては50年確率降雨)に対し流出増とならないとともに、総合治水対策の対象降雨である57年8月降雨に対しても、流出増とならないよう設計するものとする。

1-4 洪水調節方式

調整池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とする。

解 説

宅地開発の行なわれる区域は、一般に河川の本支川上流域である場合が多く、調整池の設置地点も流域面積が非常に小さいので、降雨開始から洪水発 生までの期間が極めて短いのが特徴である。

また、洪水時の調整池の管理(とくに操作)についても十分に行うことが 困難な場合が多いので、洪水調節方式は人工操作によらない自然放流方式と し、調節効果を確実ならしめることとした。

第2章 計 画 基 進

2-1 洪水到達時間

合理式に用いる洪水到達時間は次の等流流速法、土研式および角屋式により 算出し、妥当なものを用いる。

解 説

合理式を用いる時には、洪水到達時間の決定が重要であるが、造成地面積が狭いため、10分~20分の程度になることもめずらしくない。このような短い到達時間の調査には種々の困難があって、十分の精度では論じられない。また、洪水到達時間を求める際には、まだ宅地の排水計画が十分決定されていない段階のことでもあり、問題が多い。

ここでは等流流速法と土研式ならびに角屋式を用い、三つの式の算出値を 総合的に判断して妥当なものを用いることとしたが、一般的な造成地に対し て上記三つの式で算出するとかなりの差があるため、等流流速法を主体にし、 土研式、角屋式の計算結果を参照して、洪水到達時間を決定するものとする。

この場合、等流流速法については、合理式で求められた流量に応じる流速 が等流流速法で求めた流速と大きな差異が生じないことを検討してから用い るよう注意し、土研式については、その適用をデータ範囲から著しく隔たら ないように留意しなければならない。

① 等流流速法

この方法は、洪水到達時間を洪水時の雨水が流域から河道へはいるまでの時間(流入時間 t_1)と流量計算地点まで河道を流れ下る時間(流下時間 t_2)との和であるとする方法($t_1 + t_2$ とする方法)である。

流入時間 t 1 については、開発前に対しては流域斜面長の長短に応じて30分以内の適切な時間をとる。開発後に対しては一般に下水道計画において使用される5~10分程度をとる。

流下時間 t 2 については、次式により算定する。

$$t_2 = \frac{1}{60} \cdot L/v$$
(2-1)

ここに、t2;河道または水路流下時間(分)、L;流路延長(m)、 v;管路においては、マニング式により求めた満管流速、開水路において は、計画流量程度の流量に対しマニング式より求めた流速(m/sec)。

また、新規開発地区等において造成計画が決まっていない場合での概略 検討には、表に示すクラーヘンの式を流下速度として仮定すればよい。

勾	配 I	1/100 以上	1/100~1/200	1/200 以下
流下速度v		3.5 m/s	3.0 m/s	2.1 m/s

表2-1 クラーヘンの流下速度

②土研式

土木研究所では全国の流出試験地について、到達時間 t c をまとめたと ころ次の式をえた。

ここで、tc;洪水到達時間(hr)、L;河道延長(m)、S;河道の 勾配である。

なお、上式の適用範囲は、 $L\div\sqrt{S}=4\times10^3\sim4\times10^5$ (m) までである。

これらの式で t c は降雨ピークから洪水ピークまでの時間の 2 倍として 求めた値である。

-6-

③ 角 屋 式

土木研究所は同じく全国流出試験地について角屋氏らが提案した洪水到 達時間の推定式に対して次のような結果を得た。

ここで、tp;洪水到達時間(分)、C;流域の土地利用状態等で決まる定数、re;有効降雨強度(mm/hr)、A;流域面積(km)である。有効降雨強度re (mm/hr) は降雨強度と流出係数との積として算出する。Cの値は開発前ではC=180、開発後ではC=60とする。

2-2 流 出 係 数

流出係数は、開発地の集水域の地被の状況、土地利用等を考慮した値を用いるものとする。

解 説

- (1) 流出係数の値を定めることは極めて難しい。一般的に流出係数の値は降 雨強度、降雨の継続時間、地質、流域の地被の状況、流域勾配、流域平面 形状等によって変化するほか、対象とする流域の位置、大きさの程度によ っても変化するものである。
- (2) 本基準では流出係数の標準値として次の値を用いるものとする。

開	発	前	0.6
期	発	後	0.9

調整池の集水域には、原則として上記の開発後の標準値を適用するものとするが、集水域内に緑地、畑地等の自然地が残存する場合には、自然地には開発前の標準値を適用し、面積を重みとする加重平均値を流域全体の流出係数とすることができる。

2-3 計画対象降雨

計画対象降雨は、30年確率降雨(市街化調整区域にあっては50年確率降雨) 及び57年8月降雨とする。

なお、30年(50年)確率降雨は、原則として中央集中型降雨波形を用い、降 雨継続時間は24時間を標準とする。

解 説

- (1) 調整池の設計に用いる計画対象降雨は、30年確率降雨(ただし、市街化調整区域にあっては50年確率降雨)及び57年8月降雨とする。
- (2)30年(50年)確率降雨の作成には、奈良県の河川計画において用いられている確率降雨強度式を用いるものとする。

中央集中型ハイエトグラフの作成方法は、図2-1に示す通りで、洪水 到達時間(tc)ごとに降雨強度(r)を求めるものとし、いずれの継続時間(n・tc)に対しても、平均降雨強度(r)が降雨強度曲線を満足するように作成するものである。

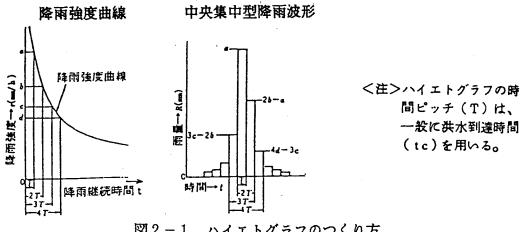


図2-1 ハイエトグラフのつくり方

確率降雨強度式を表 2 - 2 に示し、30年及び50年確率中央集中型降雨波 形を図 2 - 2 に示す

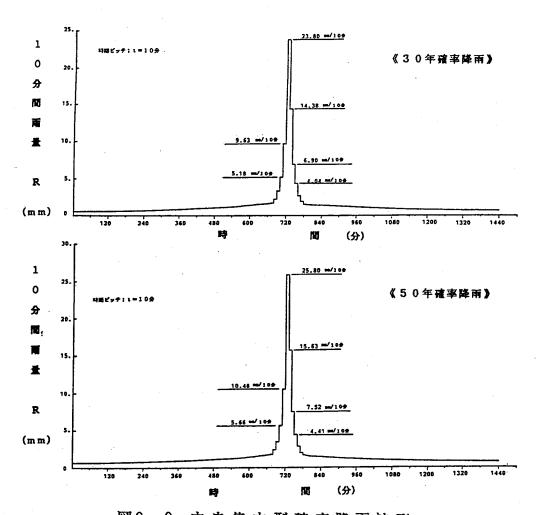


図2-2 中央集中型確率降雨波形表2-2 奈良県確率降雨強度式

領率	降雨	後 度 式	
	1 分≦ t ≦ 9 0 分	91分≦t≦600	
2年	$I = \frac{2811}{t + 29.04}$	$I = \frac{165}{10.5 - 2.61}$	
3	$I = \frac{3342}{t + 29.51}$	$I = \frac{186}{t^{0.5} - 2.88}$	
5	$I = \frac{3925}{t + 29.79}$	$I = \frac{210}{t^{0.5} - 3.10}$	
10	$1 = \frac{4669}{t + 30.18}$	$I = \frac{241}{10.5 - 3.29}$	
20	$t = \frac{5376}{t + 30.40}$	$I = \frac{270}{t^{0.5} - 3.43}$	
30	$I = \frac{5786}{t + 30.52}$	$I = \frac{287}{t^{0.5} - 3.50}$	
50	$I = \frac{6307}{t + 30.75}$	$I = \frac{308}{t^{0.5} - 3.56}$	
100	$I = \frac{6990}{t + 30.83}$	$I = \frac{337}{t^{0.5} - 3.64}$	225
200	$I = \frac{7685}{t + 31.02}$	$1 = \frac{365}{t^{0.5} - 3.71}$	t =任意継続時間(分) I =各tに対する降雨強度
500	$I = \frac{8591}{t + 31.13}$	$I = \frac{403}{t^{0.5} - 3.77}$	(∞√hr)

(3) 本技術基準にいう57年8月降雨とは、実績降雨により奈良県の大和川流域全体の流域平均降雨波形を求めたものである。図2-3には57年降雨波形を示す。なお、57年8月降雨の降雨継続時間内降雨強度式は(2-4)式に示すとおりであり、ピーク流量算定にはこれを用いるものとする。

$$I = \frac{19626}{t + 878.88} \tag{2-4}$$

ここに、 t =任意継続時間 (分) 、 I : 各 t に対する降雨強度 (mm/hr) である。

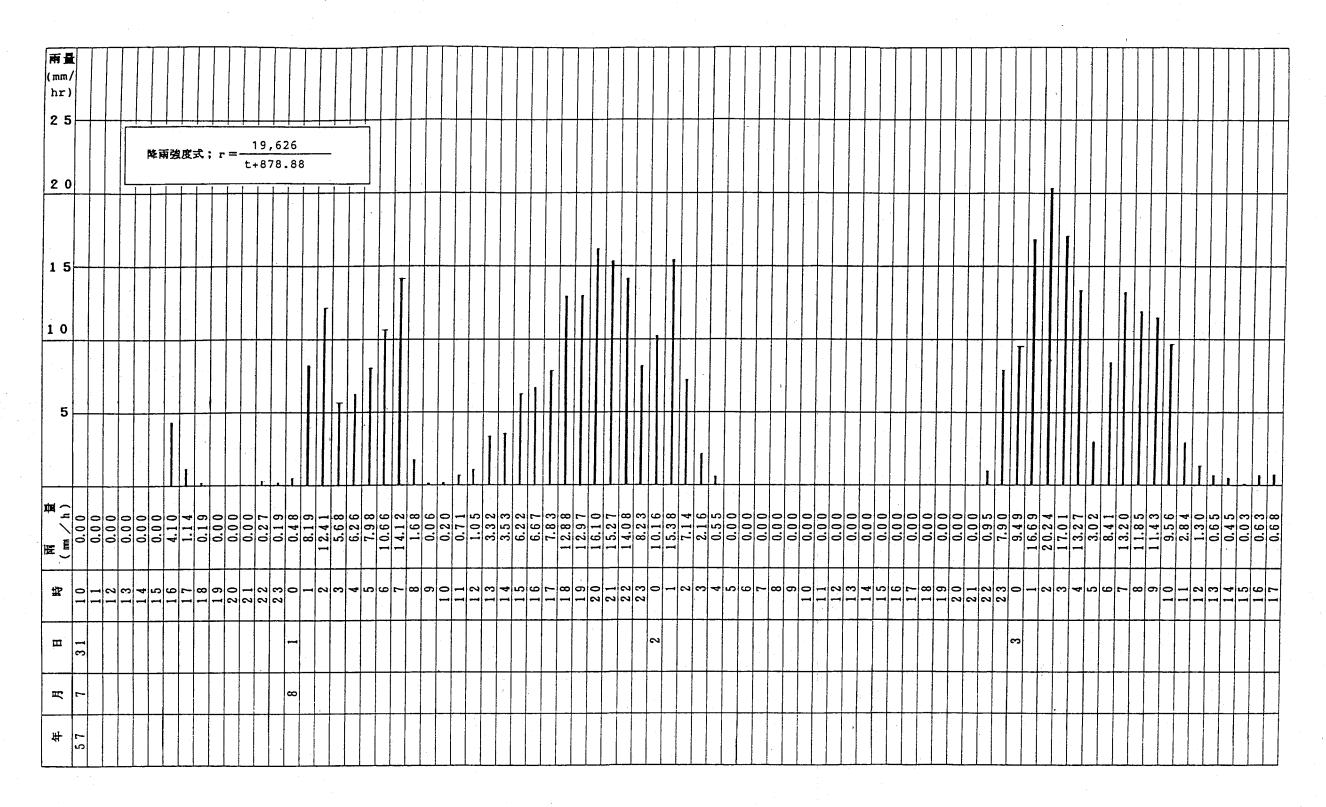


図2-3 昭和57年8月実績降雨

2-4 計画ハイドログラフ

雨水流出のピーク流量及びハイドログラフの算出は、合理式によるものとする。

解 説

降雨による流出量の計算法は、原則として合理式を用いることとする。

(1) ピーク流量計算法

雨水流出のピーク流量は、合理式 (2-5) により求める。なお、洪水 到達時間内平均降雨強度は、降雨強度式より求める。

$$Q = \frac{1}{360} f \cdot r \cdot A$$
 (2-5)

ととに、Q: ピーク流量(㎡/s)

f: 流出係数

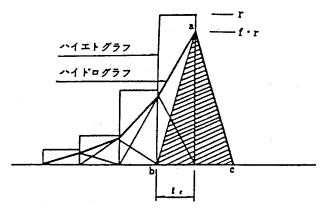
r: 洪水到達時間 tc内の平均降雨強度(mm/hr)

A: 集水面積(&a)

(2) 流出ハイドログラフの計算法

流出ハイドログラフは、合理式の理論により、ハイエトグラフを用いて 図2-4のように算定する。

この方法は、単位図の考え方と合理式を組み合わせて計算しようとする ものであり、加えてピーク流出係数と流出率が一致するとの仮定によるも のである。



ととに、 r : 計画ハイエトグラフにおける

洪水到達時間 tc 内平均降内

強度(mm/hr)

f:流出係数

tc: 洪水到達時間 (分)

a.b.c: 降雨強度 r による流出ハイド

ログラフ

図2-4 流出ハイドログラフの計算法

2-5 許容放流量

調整池の下流への許容放流量は、計画対象降雨の全てに対し、それぞれの開発前におけるピーク流量の値を上回らないものとする。

解説

- (1) 調整池は、2-3節に示す計画対象降雨の全てに対し、2-4節に示す方法により算定した計画ハイドログラフを調節し、その下流への放流量が開発前のピーク流量を上回らないように設計しなければならない。開発前のピーク流量は、当該開発地の開発前の洪水到達時間、流出係数等を考慮し、2-4節に示すように合理式により算定するものとする。
- (2) 30年確率降雨と57年8月降雨の両方に対し、ピーク放流量がそれぞれの 開発前のピーク流量を上回らないよう設計する場合、放流管を2段式とす ると効果的に洪水調節を行うことができる。すなわち、57年8月降雨に対 し、下段の放流管で洪水調節を行い、30年確率降雨に対し、上段・下段の 放流管で洪水調節を行う方法である。

上記のように放流管を2段式とし、開発地の流出係数を0.9にすると、 放流管からの放流量は、貯留水位が最大となる状態において、開発地単位 面積1haあたり、

上 段: $Q/A = 0.045 m^2/s / ha$

下 段 : $Q/A = 0.045 m^2/s/ha$

となることが確かめられている。ただし、上段の放流管の位置は、開発地単位面積 1 haあたり 300 mo 貯留を行った場合の水位に相当する高さとなる。

したがって、通常の場合、調整池の設計放流量はこの値を用いてよい。

なお、確率年を50年とした場合は、この値は

上段: Q/A=0.053 m³/s/ha

下 段 : $Q/A = 0.047 \, \text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$

となるので、市街化調整区域内では、これらの値を用いるものとする。

2-6 洪水調節容量の算定

調整池は、計画対象降雨の全てに対して、開発後における洪水のピーク流量 の値を調整池下流への許容放流量にまで調節するために必要な容量をもたなけ ればならない。

解 説

(1) 必要調節容量は、図2-5で流入ハイドログラフ(流域からの流出量ハイドログラフ)をABCE、調整池放流管からの流出量をAGCDH、下流許容放流量をCFとした場合、面積ABCGAの部分に相当する。この算出には、原則として放流管の条件を種々に変化させ、洪水調節計算を行ない、必要調節容量を求めなければならない。

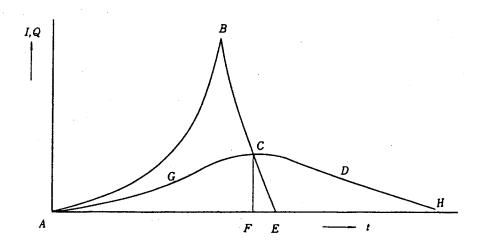


図2-5 流入流出ハイドログラフ

(2) 洪水調節計算は流入量 I と流出量 O との差が調整池に水平に貯留するものとして連続の式を用いるが、その基本式は (2-6) 式のとおりである。

$$\frac{d v}{d t} = I - O \qquad (2 - 6)$$

数値計算は(2-6)式の中央差分をとった(2-7)式によって行なう。

$$V (t + \Delta t) = V (t) + \{I (t + \Delta t / 2) - O (t + \Delta t / 2)\} \cdot \Delta t \cdots (2 - 7)$$

ここに

V: 貯留量 (m) , V=f (H) (水位容量曲線)

H:水位(m)

I, O:流入量および流出量(㎡/s)

但し、I
$$(t + \Delta t/2) = \frac{I (t + \Delta t) + I (t)}{2}$$

$$O (t + \Delta t/2) = \frac{O (t + \Delta t) + O (t)}{2}$$

Δt:計算の時間ピッチ (sec)

 $(t + \Delta t)$, (t): 計算の時刻を示すサフィックス

一方、調整池からの流出量Oとなる放流管吞口(オリフィス)からの放流量は、(2-8)式に示す流量公式によって計算する。

即ち、洪水調節計算は、この流量公式と連続式(2-7)式を連立に解く逐次計算となる。以上述べた洪水調節計算の手順が、図2-7に示すフローチャートである。

- ① $H \le 1.2D$ $Q = 1.7 \sim 1.8 \cdot B \cdot H^{3/2}$
- ② $H \ge 1.8D$ Q= $C \cdot B \cdot D \sqrt{2 g (H-D/2)}$
- ③ 1.2D<H< 1.8Dこの間については、H= 1.2DのQと 1.8DのQを用いた直線近似とする。

ここに、C:流量係数でベルマウスを有する時、 $C=0.85\sim0.95$ 、ベルマウスのつかない場合は、 $C=0.6\sim0.8$ となる。

g=重力加速度(= $9.8m/s^2$)、また、Bは放流孔の幅、Dは放流孔の高さを示す。

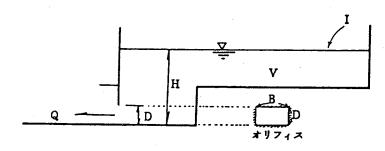


図2-6

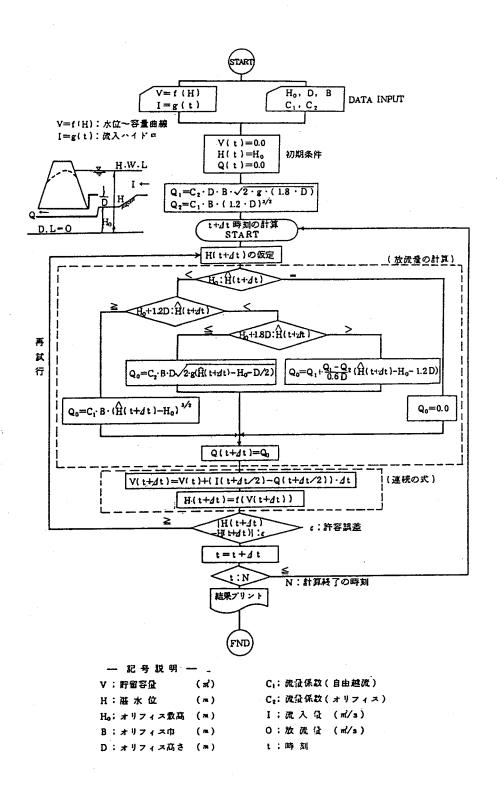


図2-7 洪水調節計算フローチャート

(3)30年確率降雨と57年8月降雨の両方に対し、ピーク流量がそれぞれの開発前のピーク流量を上回らないよう設計する場合、2-5節に示すように放流管を2段式とすると、最大貯留量は開発地単位面積1haあたり

 $V/A = 530 \,\text{m}^3/\text{ha}$

となることが確かめられている。

したがって、通常の場合、調節池の洪水調節容量はこの値を用いてよい。 なお、確率年を50年とした場合は、この値は

 $V/A = 585 \text{ m}^3/\text{ha}$

となるので、市街化調整区域内では、この値を用いるものとする。

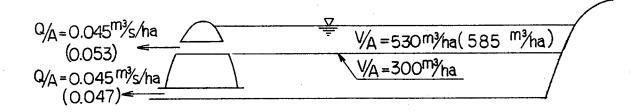


図2-8 設計放流量と洪水調節流量 ()内は市街化調整区域内

2-7 設計堆積土砂量

設計堆積土砂量は、土地造成完了後のものについて計画する。堆積土砂量は 土地利用、地形、地質、維持管理の方法を考慮して定めるが、集水面積1へク タールあたり15㎡を標準とする。

土地造成中の流出土砂量が、当該調整池に流入する場合は、別に造成中の堆積土砂量を確保するものとする。

解 説

(1) 調整池には、上流域より洪水とともに流入する土砂対策として、土地造成完了後の堆積土砂量を確保するものとする。

土地造成完了後の堆積土砂量は、実例等により、集水面積1へクタール あたり 1.5㎡/年が標準的な値とされている。設計に用いる堆積年数は、 調整池の維持管理の方法等により異なるが、ここでは10年程度を見込むも のとして、設計堆積土砂量を15㎡/haとした。

(2) 土地造成中に造成区域から発生する土砂は、仮設防災工による土砂流出防止工法等により処理することとするが、当該調整池により処理する場合は、別に造成中の堆積土砂量を確保しなければならない。土地造成中の堆積土砂量は、土地造成単位面積あたり 150㎡/ha・年とする。

第3章 構造基準

3-1 構造型式

調整池は、洪水調節機能が確実に発揮でき、十分安全で良好な維持管理が可能な構造を選定するものとする。

解 説

(1) 調整池は、周辺の地形、地質、地下水位、土地利用等の諸条件を考慮し、 設置後の維持管理等も総合的に勘案し、確実に洪水調節機能を発揮できる 安全な構造とする。

具体的な構造型式としては、ダム式、掘込式、小堤・小掘込式、地下式などが考えられる。

(2) ダム式は、山地・丘陵地で行なわれる比較的大規模な開発に対して採用 されることが多い。ダム式では、一般に貯留される水深も深く、貯留され るエネルギーも高くなることから、他の貯留型式に比べ、高い構造上の安 全性が要求されることとなる。

本技術基準では、ダム式を採用する場合、原則として盛土方式を考えて おり、その詳細な構造基準について、特に次節以降に規定を設けていると ころである。 (3) 掘込式は、ダム式に比べ構造上の安全性は高いが、主として平坦地を掘込んで雨水を貯留する型式であるため、貯留水深は流入水路や放流先水路の高さ、地下水位などの制約を受けることが多い。

したがって、掘込式を採用する場合は、事前に地下水位等の調査を行い、 必要な容量が確保できるかどうか把握しておく必要がある。

(4) 小堤・小掘込式は、丘陵地あるいは平坦地の比較的小規模な開発に対して採用されることが多い。周囲小堤の高さは、ダム式に比べはるかに小さいので、ダム式ほど構造上の安全性を必要としない。

本技術基準では、周辺地盤高から測った計画高水位が60cm未満の場合には、周囲小堤を自立式のコンクリート構造としてよいものとする。また、盛土構造とする場合でも、天端幅を2mを下回らない値とすることができる。

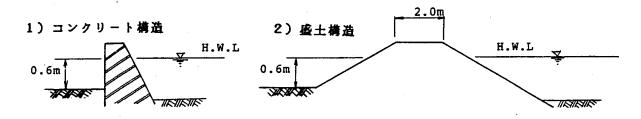


図3-1 小堤・小掘込式

3-2 ダムの型式

ダムの型式は、均一型を標準とするが、適当な材料が得られる場合にはゾーン型としてもよい。

解 説

ゾーン型のダムを施工するのには手間がかかり、低いダムではゾーン型の 利点が大きくないため、均一型のダムを標準とした。必要な堤体の安定性と 止水性を確保するためには、適切な材料を選択することがまず大切である。 よい材料が必要量得にくい場合には、不透水性ゾーンと透水性ゾーンを持つ ゾーン型を採用することにした。小規模なダムでは十分な施工が難しいので、 薄いコアを堤体内に設けるコア型のダムは不適当と考えた。

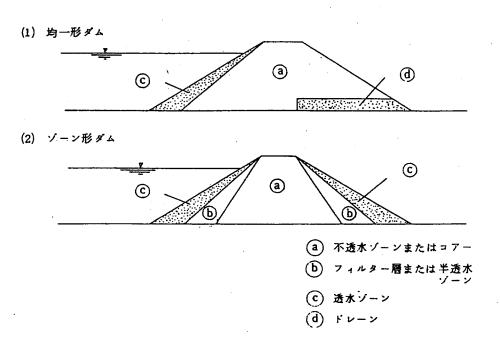


図3-2 フィルダムの型式及び標準断面

3-3 ダムの安定

フィルダムは、ダムの安定に必要な強度および水密性を有しなければならない。

解 説

フィルダムは、経済的に入手しうる材料を用いて築造するため、築造箇所の条件、材料の性質などを十分考慮に入れ、安定性の高い堤体を設計することが大切である。堤体はすべり破壊に対して安全であると同時に、必要な止水性を確保しなければならない。

3-4 ダムの基礎地盤

ダムの基礎地盤は、前節のダムの安定性を確保するために必要な強度および 水密性を有するものとする。

また、ダムの安定上必要があれば、基礎地盤の処理、十分な排水能力を持ったドレーンの設置などを行わなければならない。

解 説

- (1) ダムの基礎地盤が、粘土・シルト・有機質土などの、いわゆる軟弱地盤 である場合には土質試験結果を用い、地盤のせん断破壊ならびに沈下に対 して検討を加え、十分な安全を見込んだ設計をしなければならない。ここ で云う軟弱地盤とは概ね標準貫入試験のN値が5以下の地盤を指す。
- (2) 基礎地盤が軟弱で堤体の安定がえられない場合には、軟弱地盤の除去置換などを行う必要がある。
- (3) 砂れき層などの透水性地盤上にダムを築造する場合には、浸透流量がダ ムの安定を確保する許容範囲内になければならない。
- (4) 基礎からの漏水が堤体のり尻付近に流出し、堤体が損傷する恐れがある場合、堤体下流側のり尻部を砂れき材料で作り、空石積で押える構造にすることが必要である。

また、基礎の透水係数が10⁻³ cm/sec より大きく漏水の起る恐れがある場合には、上流部の地盤にブランケット工法などを施こし、漏水を押えることが必要である。

3-5 基礎地盤調査

基礎地盤の土質、地層構成等の状態を把握するため、ダムサイト附近に3個 所以上のボーリングを施さなければならない。

ただし、既調査資料がある場合は、この限りではない。

解 説

- (1) 調査方法としてはボーリングと規定したが、必要に応じ他の方法(竪坑・斜坑・横坑・トレンチあるいは物理探査等)を組合せて行う場合もある。
- (2) ボーリングの位置は、予定ダム軸線上の左右岸及びほぼ中心の位置とする。また、必要によっては、他の地点についても行う。
- (3) ボーリングの深度は信頼できる基礎の深さまで、または堤高の3倍程度とする。(信頼できる基礎とは、強さの面からは標準貫入試験のN値で約20以上の地層、または透水の面からは必要な止水性が得られる地層を指す。

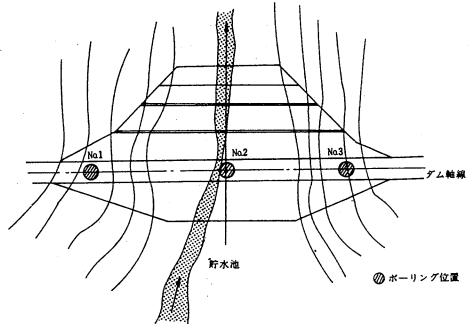


図3-3 ボーリング位置図 -28-

ダムに用いる土質材料は予め試験を行ない、安定性の高い材料であることを 確めなければならない。

解 説

堤体の安定性の高い材料とは次のようなものである。

- ① 高い密度を与える粒度分布であり、かつ、せん断強度が大で安定性が あること。
- ② 透水度は最大の水頭に対して堤体の許容しうる範囲内にあること。
- ③ ダムの安定に支障を及ぼすような膨張性又は収縮性がないものである こと。
- ④ 降雨あるいは浸透流で堤体の含水比が上昇しても軟泥化し、法崩れ等 を起こさないものであること。
- ⑤ 有害な有機物及び水に溶解する成分を含まないこと。
- ⑥ 含水比が高く締固めが困難な材料でないこと。

表3-1の材料(日本統一土質分類法による)は不適当であるか、または ダムの形態により考慮して使用すべき材料である。

表3-1 ダムの材料

±	要	Z	分	ダム材料としての	#
区分	名	林	記号	均一型ダム	
ŧIL			GW	(不適当) 透水係数が10 ⁻³ ~10 ⁻² cm/s以上であり	(-
	tı	à		漏水が起き易く単粒度のものは間隙が大きい。また	透水
	1			ARAL MARIE I MAR TONE	l

_ <u>_</u>	X 62	"	/ A 13 H C C C	3 ()A4
区分	名称	記号	均一型ダム	ゾーン型ダム
ŧſĹ	tt à	G W	(不適当)透水係数が10 ⁻³ ~10 ⁻² cm/s以上であり 漏水が起き易く単粒度のものは間隙が大きい。また 紙生の場としても不適。	(一部使用可) 透水部のみ
土	F\$	S W S P	(不適当) 透水性が大きく、パイピング等を起こし 易く破壊の原因となるおそれがある。	(一部使用可) 透水部に使用可,ただし、 法面保護工が必要
#8	シルト 粘性土 大山代刊 粘性土	NAVA	難となり締固めが十分出来ない。	(一部使用可) 不透水性コアおよびブラ ンケットに適する
粒	有機質土	(OL)	(不適当) 含水比が著しく高いものが多く。このまま機械で締固めたり整形することが困難である。完成後も変形するおそれがある。	(不適当) 左に同じ
±	高有機 質土	(Pt) (Mk)	(不適当) 含水比が高く締固め困難。また上の乾燥 湿潤による容積変化が大きく安定性が悪い。	(不適当) 左に同じ

3-7 ダムの形状

ダムの形状は、ダムの高さ・ダムの材料および基礎地盤の性質を考えて、すべりの生じないよう決定するものとする。

また、ダムの斜面こう配は、次表に示す値より緩やかなものとする。

ただし、基礎地盤の軟弱な場合には安定計算を行い安定の検討を行なうものとする。

解説

- (1) 安定な基礎地盤上に適切な材料で良好な施工が行われる場合に限り、堤 体の安定計算は行わなくてよい。
- (2) 軟弱地盤上のダムの安定計算には円弧スベリの計算を行い、その荷重としては自重および建設中・竣工時における間げき圧をとる。なお、安全率は建設中においては 1.1以上、竣工時においては1.25以上とする。
- (3) 表3-2に示した斜面こう配は、安定した地盤上のダムを対象にしたものである。上流側の斜面こう配は、貯水池内の水位がかなり急激に減水する条件を考えて緩やかにした。れき、砂はゾーン型の材料としてのみ用い、均一型の材料としては使用しないものとした。

Ħ	Ħ	上流側こう配	下流側こう配	摘 要	
n a	(GW.GP)	3.0割	2.5割	ゾーン型の透水部のみ使. 可	用
れき質土	(GM.GC)	3.0	2.5	, - ,	
砂質土	(SM.GC)	3. 5	3. 0		
粘質土	(ML.CL)	3.0	2.5		
粘土	(МН.СН)	3. 0	3. 0	,	

表3-2 ダムの斜面勾配

3-8 のり面保護等

ダムの上流側のり面は、波浪・雨水などにより侵食されないように、石張・ 捨石・粗朶張・芝張などの処置を施こし、また下流側のり面は、雨水および浸 透流によって侵食されないよう石張・芝張などの処理を施すものとする。

ダムの堤頂は幅4m以上とし、表面は侵食などに対して安全なように必要に 応じて、表面保護の処理を施すものとする。

解 説

湛水時間が比較的短かいので、上流側のり面ではそれほど丈夫なのり面処理を施す必要はないが、局部的な洗掘がのりすべりの原因になることもあるので、全面にわたって適当なのり面処理を施す。また、水位低下の速度が大きいので、砂質土の堤体では材料が流出しないように保護しなければならない。下流側のり面については、風雨、凍上などによって侵食が生じないよう保護する。長大なのり面になると、雨水の表面流出によってガリ侵食が生じやすいので、小段を設け排水溝によって処理する。地山部からの表面水がダムを侵食することも多いので、取付部には排水溝を設置する。また、ダム堤頂は一般道路として使用してはならない。

ダムには堤体および基礎地盤の沈下を見込んで余盛を行うものとする。

解 説

基礎地盤が軟弱地盤である場合を除き、普通の条件であれば堤体築造後の 堤体および基礎地盤の圧縮量はそれほど大きくない。このため土質別に余盛 の値を変えずに天端の風雨による侵食、人・車の通行などによる損傷などを 含め、表3-3に示す余盛髙を決めた。軟弱地盤上のダムの場合には、圧密 による沈下量を別に検討して加えるものとする。

表3-3 標準余盛高

堤	高	余	盛	高
5 m	以下		40 c	m
5 ~ 10 m		50 cm		
10 m	以上		60 c	m

調整池には、設計降雨以上の洪水を処理し、貯水位の異常な上昇を防止する ために、余水吐を設けるものとする。

余水吐は自由越流式とし、確実に洪水処理が行えるよう安全な構造とする。

解 説

- (1) 設計降雨以上の洪水とは、100年確率流量を原則とし、合理式によって 求めるものとする。ただし、ダム式にあっては、余水吐ダム本体の越流に 対する安全確保上、200年確率流量の1.2倍以上の流量を放流しうるもの とする。
- (2) 余水吐の越流頂の標高は、計画高水位とする。

また、越流幅は(3-1)式によって求める。

$$B = \frac{Q}{C \cdot H^{3/2}}$$
 (3-1)

ここに、B:余水吐越流幅 (m)、Q:余水吐設計流量 (m²/s)、

H:越流水深 (m)、C:流量係数 (=1.8) である。

- (3) ダム式はその構成上、ダム本体の越流に対して弱点を有しているので、 ダムの安全確保上、洪水時におけるダム本体の越流は厳に防止する必要が ある。このため、ダム式の余水吐は、次の各号に定める機能及び構造をも つよう設計するものとする。
 - ① 流入水路は、平面的に流れが一様で、かつ流水に乱れを生じないようにする。また、流木、塵芥によって閉そくしないような構造とし、 土砂の流入、あるいは洗掘を防止するために水路流入部周辺を保護するものとする。
 - ② 越流は自由越流方式とし、ゲートその他放流量を人為的に調節する 装置を設けてはならない。
 - ③ 導流水路は幅2m以上の長方形断面開水路とし、流れが乱れないように線形は直線とし、水路幅、あるいは水路縦断勾配の急変は避ける 構造とする。
 - ④ 余水吐末端の下流水路との接続部には、減勢工を設けて、余水吐から放流される流水のエネルギーを減勢処理しなければならない。
 - ⑤ 余水吐は良質な地山地盤上に設置するものとし、さらに不等沈下や 浸透流が牛じないよう、施工上十分な処理をしなければならない。

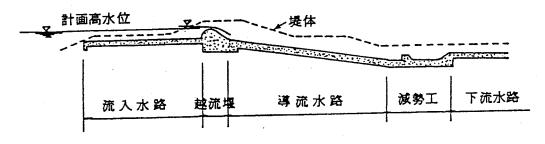


図3-4 ダム式の余水吐の一般図

3-11 非越流部の天端高

調整池の非越流部 (周囲堤等) の天端高は、前節に規定する余水吐の放流量を流下させるに必要な水位以上とする。

ただし、ダム式の場合、この高さに 0.6mを加えた高さ以上とする。

解 説

余水吐の設計洪水流量を放流するために必要な越流水深は、余水吐の越流 頂標高以上にとるものとし、非越流部の天端高は、この越流時の水位以上の 高さとする。

ただし、ダム式の場合は、ダム本体の越流に対する安全確保上、この水位に、さらに風浪、地震浪、不測の障害等による余水吐放流能力の低下等に対する余裕も見込んだ高さ以上とする必要があるので、余裕高として 0.6mを加えるものとする。

放流施設は、放流管設計流量を安全に処理できるものとし、次の各号の条件を満たす構造とする。

- (1) 流入部は、土砂が直接流入しない配置、構造とし、流木、塵芥等によって閉塞しないように考慮しなければならない。
- (2) 放流施設には、ゲート、バルブなどの、水位、流量を入為的に調節する 装置を設けてはならない。
- (3) 放流管は、放流管設計流量に対して、のみ口部を除き、自由水面を有する流れとなる構造とする。
- (4) 放流管は、外圧や不等沈下に対して十分に耐え、管内からの漏水および 管外の浸透流の発生を防止できる構造とし、施工上においても十分の処理 をしなければならない。

解説

- (1) 放流施設は、貯水池に常時流入する流水がある場合はこれを排水し、出水時には、流入量を調節して放流するための設備である。また、放流管はできるだけ直線とし、管長を短かくする工夫が必要である。弯曲させる必要が生じた場合でも角度はできるだけ小さくし、屈折は避けなければならない。ダム式で、下流水路の取付け等の理由から、放流管を2本以上設置する必要のあるときは、平面的に少なくとも10m以上離すものとする。
- (2) 放流施設は、土砂や塵芥等が流入することによって放流能力の低下、管路の閉そく、あるいは損傷の生じないような構造とする必要がある。この対策として、通常、放流管上流端に排水塔を設け、その流入口標高を設計堆砂面以上に設置し、流入口周辺にはちりよけスクリーンを設置する。

また、排水塔の設計では、流入口標高以下の貯水量を排水するため、塔 下部の一部をフィルター構造にしておく必要がある。ちりよけスクリーン は、スクリーンを通過する流速ができるだけ小さくなるような配置、構造 とする必要がある。

(3) 放流管流入部は計画堆砂面以上にあり、洪水流入時には貯水位の低い時 点から十分な放流機能をもち、設計洪水流入時の最高水位において放流管 に設計流量以上の流量が流入しない構造とする必要がある。

そのため、一般に図3-5に示すような流入部構造が利用される。

のみ口断面積Ao (m) は、放流管設計流量Q(m/sec) に対して次式で計算される。

$$A_0 = \frac{Q}{C\sqrt{2 g H_0}}$$
 (3-2)

ここで、Cは流量係数であり、ベルマウス付のみ口では $C=0.85\sim0.95$ 、ベルマウスの付かないのみ口ではC=0.60を標準値とする。また、 H_0 は 放流管のみ口中心を基準面とする設計水頭である。

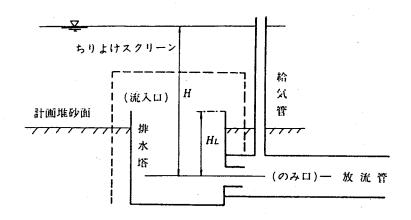


図3-5 放流施設流入部構造

(4) 放流管路は、放流管設計流量に対して、原則として開水路となるよう設計する。このため、放流管のみ口は、計画高水位において設計流量以上の流量が管路内に流入しない構造とし、管路部の流水断面積は、設計流量に対して管路断面積の 3/4 以下となるよう設計する。

放流管出口は、上記流量条件において、下流水位以下にならないよう出口敷高を設定しなければならない。

また、必要に応じて、放流管のみ口の直下流には、管内の気圧を安定させるために給気管を設けるものとする。給気管の管径は 100mmを標準とする。

なお、掘込式施設等で、下流水路の水位関係によって圧力式管路となる場合は、放流管にかかる圧力水頭が小さい場合にかぎり、放流管を圧力式管路としてもよい。この場合には、設計、施工に十分な配慮を必要とすると同時に、保守点検等の維持管理を十分行うものとする。

(5) ダム式の場合、放流管は良質な在来地盤を切りこんで設置し、埋め戻し は慎重かつ十分な締固めのもとに行なわなければならない。

放流管は、鉄筋コンクリート造りとし、ヒューム管、高外圧管等のプレキャスト管を用いる場合でも、全管長にわたって鉄筋コンクリートで巻くものとする。また、放流管は不等沈下等による破損を防止するため、10m間隔程度ごとに継手を設けなければならない。継手構造は可撓性の止水板を用いて水密性を保つものとし、その周辺は鉄筋コンクリートカラーで囲み、カラー本体との間および本体の突合せ部には、伸縮性のある目地材を充塡して、漏水を生じないよう処理しなければならない。

さらに、放流管の両端部には遮水壁をとりつけるものとし、管中間には 管長10~15mの間隔で、管の全周にわたる遮水壁(うなぎ止めと称される) を設けて、放流管の外壁に沿う浸透流の発生を防止する。この遮水壁は放 流管の本体と一体構造のものとする。

継手、遮水壁等の設計例を図3-6に示す。

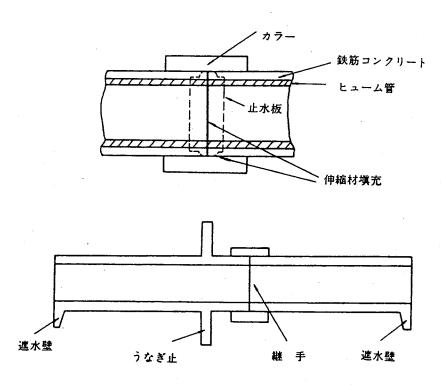


図3-6 継手・遮水壁の設計例

第4章 施工及び管理基準

4-1 盛土の施工

ダム式の場合、次の各号を考慮して盛土の施工を行わなければならない。

- 1) ダムの敷地は盛土に先だって雑草、樹木の根、有機物を含む表土及び雑物等を除去しなければならない。
- 2) 傾斜面に盛土する場合は、段切を行わなければならない。
- 3) まき出し厚さ、転圧機種および転圧回数は、施工に先だち試験盛土あるい は土質試験により定めなければならない。
- 4) ダムの施工は出水期をさけて行わなければならない。

解 説

- (1) 段切りは、盛土の滑動を防止するために行い、その標準は 段切高さ 1~1.5 m 最小幅 1 m以上とする。
- (2)盛土のまき出し厚さ及び転圧機種、転圧回数は、試験盛土を行い決定することを原則とするが、類似の土質で施工例のある場合は特別に試験盛土をせずに土質試験結果を比較検討し、まき出し厚さ及び転圧機種、転圧回数を決定してもよい。また高さが 5.0m以下のダムで盛土材料が良質な場合は試験盛土を行わず、表 4.1 で施工することができるものとする。

表 4.1

機械	まき出し(厚さ)	締固め回数
ブルトーザー(15 t 以上)	30cm	8 回以上
タイヤローラー(15 t ~20 t)	30cm	5 回以上

礫まじり土および高含水比粘性土については、室内土質試験のみでは締め固め基準を決めにくいので、試験盛土をするのが望ましい。

(3) 盛土の締固めは原則として締固め度(現場乾燥密度、室内最大乾燥密度)で規定するものとする。

高含水比粘性土などの材料では空気間げき率で規定することがある。 盛土の締固め基準は次の通りである。

① 乾燥密土による場合

まき出し各層ごとに、JIS A 1210 (土の突き固め試験方法) の方法による最大乾燥密度の90%以上の密度になるよう均一に締め固めるものとする。

- ② 飽和度または空気間げき率による場合 まき出し各層ごとに飽和度85~95%(空気間げき率10%~2%)の範 囲に入るよう均一に締め固めるものとする。
- (4) 試験転圧は代表的な盛土材料について行ない、まき出し厚さ30~40cmで 3層以上とする。

試験転圧には使用する転圧機械を用いて盛土締固め基準に合致するまで 転圧し、必要な転圧回数を決定するものとする。

4-2 品質管理

ダム式の場合、盛土の施工中は原則として必要な現場試験を行わなければならない。

解 説

施工中は、盛土高さ 1.0m毎に 3ヶ所以上締固め度をもとめ、転圧が充分 に行なわれていることを確認しなければならない。

ただし、乾燥密度の測定によることが適当でない場合は、空気間げき率を 用いることができる。

なお、管理試験によって得られた数値は一定の管理方式にあてはめて処理 し、その結果をその後の施工手段や、管理試験に反映させて良好な施工に役 立たせなければならない。

4-3 安全対策

調整池周辺には、事故防止のためフェンスを設けたり、調整池の目的等を記 した標示板を設置するなどの対策をとるものとする。

解 説

住民の転落等による事故防止と機能維持のため、調整池周辺、とくに流入 施設、放流施設付近にはフェンスの設置等を配慮しなければならない。

また、貯留施設周辺には、貯留施設の目的、機能、規模、注意事項等など を記した説明板を設けるなどして付近住民の理解と協力が得られるように心 掛けるものとする。

なお、点検修理等の維持管理作業中の事故防止のためには、検励等に手摺 の設置を行うこととする。

4-4 維持管理

完成後の調整池の機能及び安全性を確保するため、維持管理を完全に行わなければならない。

解 説

- (1) 調整池は維持管理が適正に行われることにより、その機能を発揮するものであるから、設置後の管理者を明確にしなければならない。維持管理は原則として、当該調整池の存在する市町村が行うこととする。 また、調整池を設置するものが維持管理を行う場合もある。いずれの場合にも維持管理の徹底を期するために、管理協定を締結するものとする。
- (2)維持管理にあたっては、堤体の破損・排水不良、法面の崩壊、スクリーンのごみ、池内の堆砂等について適宜巡視を行うとともに、必要に応じて 草刈や堆積土砂の搬出を実施するものとする。

また、異常が認められた時は、速やかに所要の処置、通報等を行わなければならない。

4-5 多目的利用

調整池を公園・駐車場等の他の利用目的を有する施設として利用する場合は、 この利用目的に支障のないよう配慮しながら、調整池の所定の洪水調節機能を 確保できる構造・規模としなければならない。

解 説

(1) 調整池が本来の機能を発揮するのは、洪水時に限られるため、平常時の 土地の有効利用を図る目的から、調整池を公園・駐車場等と併用する場合 がある。

このような場合、調整池以外の利用目的を損わないよう必要に応じ、安全対策や排水対策を講ずるものとするが、調整池が本来洪水調節の目的を有するものであるから、所定の機能を確保するよう構造・規模を設定しなければならない。

(2) 調整池の管理者は、他の目的で利用する場合の施設の管理者と維持管理 について十分協議を行い、必要に応じ管理に関する協定を締結するなどし て当該施設の全ての利用目的が十分に達成されるよう努めなければならな い。

4-6 調整池の存続

完成後の調整池の全部または一部を潰廃し、またはその機能を変更しようとする場合は、大和川流域総合治水対策協議会にはかり、その意見を求めるものとする。

解 説

(1)調整池は、流域の治水安全度を確保するために河川改修に代わる代替的 手段として設置されるものであるから、調整池の存続は河川計画の基本的 方針、河川改修の進歩状況等により決定されるものである。

また、調整池が地域防災的な役割を合わせもつ場合は、このことによっても存続の決定がなされるものである。

(2) 調整池が総合治水対策の一環として設置されることから、今後新たに設置される調整池は、原則として、少なくとも総合治水対策の期間中は存続させることになる。その後の存続については、前記諸条件により決定されるものであり、その決定にあたっては、大和川流域総合治水対策協議会の意見を求めるものとする。

調整池の管理に関する協定書(案)

奈良県を甲として	を乙として、乙の	に係る調整池	似下
「調整池」という)	の管理に関して次の各条により締結	する。	

(調整池の所在)

第1条 奈良県 市

町 番地内

(定義)

第2条 調整池とは、堤体、貯水池、附属施設(水路、余水吐等を含む)及び 管理に要する土地とする。

(管理及び範囲)

- 第3条 乙は善良な管理者として、調整池の維持管理に関する一切の業務(以下「管理業務」という)を行わなければならない。
 - 2. 乙は前項に規定する管理業務のうち次に掲げる事項については特段の 注意を払わなければならない。
 - (1) 調整池における推砂量の調査、水の流入口及び流出口のスクリーン等の点検、並びに適時の清掃を行うこと。
 - (2) 台風及び異常降雨等が予想されるときは、災害の発生の防止に努め、厳重な監視を行うと共に、異常洪水量が予想されるときは、すみやかに甲に報告すること。
 - (3) 調整池に異常を発見したとき、あるいは事故又は災害の発生を予知した時は、すみやかに甲に報告すること。

(立入検査等)

第4条 甲は調整池に立入りし、必要と認める資料の提出を求めることができるものとし、乙はこれを拒んではならない。

(費用の負担)

- 第5条 管理業務に関する経費はすべて乙の負担とする。
 - 2. 乙は管理業務を行なうにあたり、故意又は過失により調整池を破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

(調整池の用途廃止)

- 第6条 完成後の調整池の全部または一部を潰廃し、またはその機能を変更しようとする場合は、大和川流域総合治水対策協議会にはかり、その意見を求めるものとする。
 - 2. 乙は前項の規定により調整池を撤去するときは、すみやかに撤去を行うとともに、撤去を完了した時は、その旨を甲に通知しなければならない。
 - 3. 乙の都合により第三者に転売するときは管理業務を引継ぐものとし、 甲に協議しなければならない。

(管理協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から前条第2項に規定する撤去完了の通知を受けたときまでとする。

(損害の賠償)

第8条 調整池の設置及び管理業務の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、 すべて乙の責において賠償するものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めにない事項又はこの協定によりがたい場合は、甲・乙 協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証して本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保 有するものとする。

昭和 年 月 日 甲 奈良市登大路町 奈良県知事 上田 繁潔

乙

調整池の管理に関する協定書(案)

奈良県を甲、○○市を乙	、を丙として丙の	_に係る調整池
(以下「調整池」という)	の管理に関して次の各条により締結する	5.

(調整池の所在)

第1条 奈良県

市

町

番地内

(定義)

第2条 調整池とは、堤体、貯水池、附属施設(水路、余水吐等を含む)及び 管理に要する土地とする。

(管理及び範囲)

- 第3条 乙は調整池の維持管理に関する一切の業務(以下「管理業務」という) を行うものとする。
 - 2. 乙は前項に規定する管理業務のうち次に掲げる事項について特段の注意を払うものとする。
 - (1) 調整池における推砂量の調査、水の流入口及び流出口のスクリーン等の点検、並びに適時の清掃を行うこと。
 - (2) 台風及び異常降雨等が予想されるときは、災害の発生の防止に努め、厳重な監視を行うと共に、異常洪水量が予想されるときは、すみやかに甲に報告すること。
 - (3) 調整池に異常を発見したとき、あるいは事故又は災害の発生を予知した時は、すみやかに甲に報告すること。

(立入検査等)

第4条 甲は調整池に立入りし、必要と認める資料の提出を求めることができるものとし、乙はこれを拒んではならない。

(費用の負担)

- 第5条 管理業務に関する経費はすべて乙の負担とする。
 - 2. 乙は管理業務を行うにあたり、故意又は過失により調整池を破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

(調整池の用途廃止)

- 第6条 完成後の調整池の全部または一部を潰廃し、またはその機能を変更しようとする場合は、大和川流域総合治水対策協議会にはかり、その意見を求めるものとする。
 - 2. 丙は前項の規定により調整池を撤去するときは、すみやかに撤去を行うとともに、撤去を完了した時は、その旨を甲・乙に通知しなければならない。
 - 3. 丙の都合により第三者に転売するときは調整池を引継ぐものとし、甲 ・乙に協議しなければならない。

(管理協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から前条第2項に規定する撤去完了の通知を受けたときまでとする。

(損害の賠償)

第8条 調整池の管理業務の瑕疵により、第三者に損害が生じたときは、すべてこの責において賠償するものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めにない事項又はこの協定によりがたい場合は、甲・乙・丙協議のうえ決定するものとする。

この締結を証して本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

平 奈良市登大路町 奈良県知事 上田 繁潔

乙 〇〇市

 $\bigcirc\bigcirc$ 市長 $\triangle\triangle$ $\triangle\triangle$

丙